

建設業者監督処分簿

1. 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	三栄工業株式会社	代表者氏名	神谷光典
主たる営業所の所在地	豊田市高岡町東浦10番地		
許可番号	愛知県知事許可（般・特-24）第6668号	許可を受けている建設業の種類	土、建、と、ほ、機、水

2. 処分に関する事項

処分年月日	平成26年5月26日	処分を行った者	愛知県知事
根拠法令	建設業法第28条第1項(同条第1項第3号該当)		
処分の内容			
建設業法第28条第1項に基づく指示処分の内容			
1 今回の事件の再発を防ぐため、以下の事項について必要な措置を講ずること。 (1) 今回の事件の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員に速やかに周知徹底すること。 (2) 社内、施工現場及び下請業者の労働環境における安全管理体制のより一層の整備・強化を図ること。 (3) 建設工事の安全確保に関する関係法令を引き続き遵守すること。 (4) 職員に対する建設工事の安全施工に関する教育・指導の計画を作成し、継続的に実行すること。			
2 前項各号について講じた措置(前項に係る措置以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。)を速やかに文書でもって報告すること。			
処分の原因となった事実			
平成23年10月6日、地下ピット解体作業場所において、請負人の労働者が行う薬液注入作業と、他の請負人らの労働者が行うコンクリート壁解体作業が同一の場所において行われるので、当該場所において使用される主要な機械、設備及び作業用の仮設の建設物の配置に関する計画を作成しなければならないのに、労働災害を防止するために必要な措置を講じなかった。 このことが労働安全衛生法に違反し、豊田簡易裁判所より、法人及び違反行為者がそれぞれ罰金50万円の刑に処せられた。 これは、建設業法第28条第1項第3号に該当する。			
その他参考となる事項 愛知労働局からの通報			